

## 保険に加入する場合の取扱い

### ～長期平準定期保険の保険料～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は長期平準定期保険の保険料についてご紹介します。

#### 長期平準定期保険とは・・・

長期平準定期保険とは、定期保険のうち、特に保険期間の長いものをいい、生命保険としての基本的なしくみは、定期保険と同様です。

保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものは、税務上、長期平準定期保険として取り扱われます。

長期平準定期保険の税務上の取扱いが通常の定期保険と異なる理由は、長期平準定期保険の場合、保険期間の途中で解約したときに多額の解約返戻金を受け取るケースがあるからです。

#### 長期平準定期保険の税務処理

保険期間の前半と後半で処理が異なります。

保険期間の前半の6割で、保険料の2分の1を前払保険料として資産計上し、残りの2分の1は損金に算入します。

後半4割の期間は、保険料全額を損金に算入するとともに、前半6割の期間で資産計上した前払保険料をその期間の経過に応じて取り崩して損金の額に算入します。

そのため、前半6割の期間と後半4割の期間では、損金算入可能額が大きく異なります。

#### <例>

契約者	会社
被保険者	社長 50歳
保険金受取人	会社
保険期間	80歳までの定期保険
年間保険料	100万円

このケースは

- ・ 保険期間満了時の被保険者の年齢が80歳であり、70歳を超えています。
- ・ また、加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が  
 $50 + (80 - 50) \times 2 = 110$   
となり、105を超えています。

このため、税務上は長期平準定期保険に該当します。

会計処理は下記のとおりとなります。

～前半 6 割の期間（18 年間）～

保険料の 2 分の 1 を損金に算入し、残りの 2 分の 1 を前払保険料として資産に計上します。

支払保険料	50 万円	／	現金・預金	100 万円
前払保険料	50 万円			

～後半 4 割の期間（12 年間）～

保険料の全額と、それまで資産計上してきた金額（50 万円×18 年＝900 万円）を残りの保険期間で均等に按分（900 万円÷12＝75 万円）して取り崩して損金に算入します。

支払保険料	175 万円	／	現金・預金	100 万円
			前払保険料	75 万円

～参考～

保険料を一時払いした場合

長期平準定期保険の保険料を一時払いにした場合には、保険料の支払時に保険料の全額を一旦前払保険料として資産計上し、保険期間の前半 6 割に相当する期間の各期末に経過期間分の保険料の 2 分の 1 を支払保険料勘定に振り替え損金算入することになります。

保険期間の後半 4 割の期間については、各期末に経過期間の保険料を支払保険料勘定に振り替え損金算入するとともに、保険期間の前半 6 割に相当する期間において損金算入されずに資産計上されたままになっている前払保険料についても、保険期間の後半 4 割の期間において、均等に支払保険料勘定に振り替え損金算入することになります。